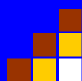


DCJ ワンポイントアドバイス

Defined Contribution Plan



DCJワンポイントアドバイス

今回のＤＣＪワンポイントアドバイスでは、次の内容をご案内しております。
お手元のＤＣＪ事務取扱説明書の内容を補足する部分がございますので、一緒に保管くださいますようお願いいたします。

【重要】年末の 裁定請求スケジュールについて

ワンポイントアドバイスは、原則、事務をお取りまとめいただいている代表事業主様へお送りしております。グループ会社様へのご案内等が必要な場合は、ＰＤＦファイルを事業主様用のＷｅｂ画面（通称：事業主Ｗｅｂ）に貼付しておりますので、是非ご活用ください。

2011.11



日本確定拠出年金コンサルティング株式会社
Defined Contribution Plan Consulting of Japan Co.,Ltd.

ＤＣＪワンポイントアドバイス　２０１１．１１

【重要】年末の裁定請求スケジュールについて

確定拠出年金制度における老齢一時金の課税年分は、その給付金の支払日が属する年分となります。老齢給付金（一時金及び年金･一時金併給）のお支払いを２０１１年内にご希望される場合の裁定請求書のご提出期限、「退職所得の受給に関する申告書」の記入上の注意点などを以下にご案内いたします。

１０月に受給権を取得された方には、受給権取得月の翌月（※）第５営業日となる１１月８日に、「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内（年金計画作成のお知らせ）」と「裁定請求セット」を同封してＮＲＫより発送いたします。

（※）未入金の制度移換金がある場合には翌々月第5営業日となる12 月 7 日。

（1）裁定請求書の提出時期と支払時期について

裁定請求書のＤＣＪ到着期日	支払年（課税年）
①11 月 25 日（金）までの到着分	2011 年
②11 月 28 日（月）以降到着分	2012 年

（注）スケジュールどおりご提出いただいても、商品売却、送金等の手続き、または記載不備の対応によって、支払日が２０１２年となり、課税年分が２０１２年分になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（2）「退職所得の受給に関する申告書」の記入上の注意点

◇表題部分「○○○○年分」を必ずご記入ください。

①２０１１年１１月２５日（金）までの DCJ 到着分➢２０１１年分

②２０１１年１１月２８日（月）以降の DCJ 到着分➢２０１２年分

◇２０１１年分に受取った他の退職一時金がある場合

２０１１年分に受取った他の退職一時金（退職一時金、企業年金基金、確定給付一時金、キャッシュバランスなど）がある場合、「退職所得の源泉徴収票･特別徴収票」の記入欄は以下のようになります。

①２０１１年１１月２５日（金）までの DCJ 到着分

➢同年の支払い分の為、B 欄に記入

②２０１１年１１月２８日（月）以降の DCJ 到着分

➢前年の支払い分となる為、C 欄に記入

ご注意！

【期限内にご提出いただいても、支払が翌年となる場合について】

１１月に受給権を取得された方で、退職給与制度からの分割移換中で未入金の資産の最終入金日が１２月下旬となる方や、１２月に受給権を取得される方の支払いは２０１２年１月以降となります。

【裁定請求書類の記入の注意点】

下記の箇所に記入不備が多く見受けられます。裁定請求書をお送りいただく際には記載内容を今一度ご確認いただきたくお願いいたします。

裁定請求書

・受取人氏名・住所

裁定請求書、印鑑証明書における氏名・住所がＮＲＫの登録内容と同じであること。

・受取人欄の印影

印影不鮮明により、お手続きができない場合がございます。不鮮明と思われる場合は、余白部分に再度ご捺印をお願いいたします。

退職所得の受給に関する申告書

・その年１月１日現在の住所

納税地となる1月1日現在に住民票があった住所をご記入ください。

・勤続期間

Ａ欄の勤続期間とは確定拠出年金の拠出期間（制度移換により通算された期間も含みます）になります。
“自”欄は確定拠出年金の加入者となった日（制度移換により通算される他の制度がある場合には、他の制度の加入起算年月日）になります。
“至”欄は実際の退職日ではなく、最終拠出月末日になります。

・勤続年数

Ａ欄の勤続期間（年数）は、実際に拠出された月数となるため、拠出中断期間は含みません。拠出中断期間がある場合には、「退職所得の受給に関する申告書」のＡ欄の勤続年数、右余白部分に実際に拠出された月数（○年○ヶ月）とご記入ください。